

---

---

# 宮内公文書館について

---

---

宮内庁書陵部図書課宮内公文書館

丸山 寿典 まるやま・かずのり

---

## 1. はじめに

---

宮内庁書陵部の概要については、宮浦健二「宮内庁書陵部について」(本誌16号)において既にご紹介したところですが、その後、平成22年に公文書管理法の施行に備え、組織変更があり、図書課に図書寮文庫と宮内公文書館が置かれました。

図書寮文庫は、代々皇室に伝わってきたものを中核とする古典籍・古文書を所蔵し、宮内公文書館は、明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が作成または取得し、同館に移管された特定歴史公文書等を所蔵しています。

所掌事務で見ますと、旧来の第一、第二図書調査室、出納係及び修補係が図書寮文庫に、公文書係が宮内公文書館になった形になっておりますが、法律の施行を受けて業務の見直しなどを行ったこともあり、以前とは異なる部分もあります。

今回は、このうち宮内公文書館についてご紹介いたします。

なお、書陵部及びその前身である図書寮の組織変遷については、宮間純一「図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史の変遷」(『書陵部紀要』64号、2013)に詳しいので、御参照ください。

---

## 2. 宮内公文書館の概要

---

宮内公文書館は、国内に11ある国立公文書館等の一つであり、国立公文書館などと同様に公文書管理法等に基づき、移管元である宮内庁から移管された特定歴史公文書等の保存利用とこれに関する調査研究を行っています。

平成22年4月1日に設置され、平成23年4月1日には公文書管理法の規定による特定歴史公文書

等を管理する施設(国立公文書館等)に指定され、現在に至っています。

### 2.1 所蔵資料の概要

所蔵資料は、前述のとおり、明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が作成または取得し、当館に移管された特定歴史公文書等で、平成25年12月末日現在で85,899点を数えており、国立公文書館等としては国立公文書館に次ぐ所蔵件数を誇ります。なお、このうち、約2万点は従来図書寮文庫に伝来していたものを公文書管理法施行に先立ち宮内公文書館で引き受けたものです。

所蔵資料は多岐にわたりますが、アトランダムに目についたものをいくつか列挙したいと思います。

#### ① 御署名原本

旧皇室典範、皇室令その他の宮務法や一部の詔書の原本です。

明治18年に制定された旧皇室典範は、大日本帝国憲法と並ぶ国の最高法規とされ、憲法を頂点とする政務法の体系とは別に、皇室令など皇室事項を規律する法規範は宮務法の体系を形作っていました。なお、旧皇室典範及び宮務法の体系は昭和22年5月2日に廃止されています。

当館で所蔵しているのはこれら旧皇室典範及び宮務法や一部の詔書の御名御璽のある原本です。また、これに付属する決裁書類や皇族会議の議事録等も所蔵しています。

なお、大日本帝国憲法についても、明治天皇に奉呈されたものが当館に所蔵されてお

り、国立公文書館に所蔵されている御署名原本と同様、御名御璽と黒田清隆内閣総理大臣以下の副署がなされています。

## ② 旧皇統譜

天皇陛下や皇族方の戸籍に当たるものが皇統譜です。皇統譜には今上陛下に至るまでの歴代天皇や皇族方の御父・御母の氏名、御誕生・御成婚・御即位・崩御や薨去の日時等が登録されています。皇統譜は大正15年に皇統譜令が施行された後に更新されており、更新される前の古い皇統譜と皇統譜に記載されている各事項の登録に関する書類が当館に所蔵されています。

## ③ 明治天皇紀及び歴代天皇・皇族等の実録

後ほど詳しく説明することになりますが、書陵部編修課では現在「昭和天皇実録」の編修を行っています。宮内省及び宮内庁では、過去においても、しばしば歴代天皇・皇后・皇族等の御一代の御事績を伝える編纂物を作成しており、「昭和天皇実録」はこの伝統を引き継ぐものです。

このような編纂物では「明治天皇紀」が有名ですが、それ以外にも「孝明天皇紀」「大正天皇実録」「貞明皇后実録」「昭憲皇太后実録」「天皇皇族実録」「四親王家実録」「明治以後皇族実録」や朝鮮王公族実録があり、当館所蔵資料の中では利用頻度が非常に高い史料群になっています。

また、これらの実録等の編修の過程で集められた資料の一部についても、編修課等の職員が丁寧に筆写したものを含め、当館が所蔵しています。この中には、原本が滅失したため、当館所蔵の写本が内容を伝える唯一のものであるものも見受けられます。

## ④ 幸啓録

幸啓とは行幸啓、つまり天皇皇后両陛下の御外出のことです。

行幸啓等の決定に係る決裁や関係諸機関への通知、警備・警衛に関すること、行幸啓関係の下賜やお買上げの記載等が含まれています。当館には明治初年のものから昭和50年代に至るまでの「幸啓録」が移管されていますが、とりわけ昭和20年代の簿冊には詳細な御動静に関する記事や他の時期には見られない社会情勢に関する記事等が附属している場合があります、異彩を放っています。時期が新しいものほど定形化していく傾向があるようです。なお、天皇・皇后に関するもののほか、皇太后・皇太子の行啓（御外出）等に関する書類も一部つづられています。

## ⑤ 工事録

内匠寮や皇居御造営事務局などで作成された、建築や土木工事等に関する書類で、仕様書や見積書・請求書などの会計書類が中心の簿冊です。図面も比較的豊富に含まれています。工事の会計書類等をつづったものとしては、他に「皇居御造営録」や「東宮御所造営録」などがあります。当館所蔵の工事関係資料により東宮御所（現・迎賓館）の建設関係や関東大震災後の宮城内の諸施設の復旧等に関する考察が進んでいます。

このほか、謁見を中心とした宮中儀式については「儀式録」「典式録」「儀式祭典録」、現在の園遊会につながる行事については「観桜会録」・「観菊会録」、御真影の下賜・返納等については「御写真録」、御料林や陵墓その他の御料地の登記については「地籍録」、御服や宮廷什具その他に関する会計については「御用度録」、雑多ながらも定型的な業務に収まらない重要事項については「重要雑録」に関係書類がまとめられており、よく利用されています。さらに、内大臣府に提出された様々な請願も、当館の所蔵資料に含まれています。また、「三条実美公年譜」「殉難録稿」「和文教科書」等宮内省で編纂した刊行物とその編纂過程をまとめた各種の編纂録等も利用実績があります。

所蔵資料は、紙の文字資料がほとんどです。絵巻物や絵画・図面・写真なども含まれていますが、現在のところ、電磁的記録媒体が原本の所蔵資料はありません。

## 2.2 館の位置

館という名称ですが、独立した建物があるわけではなく、書陵部庁舎内に事務室や書庫があり、閲覧室も書陵部庁舎の地下に設置されています。

なお、書陵部庁舎は皇居内にありますが、宮内庁の本庁舎や宮殿・御所等とは離れた場所にあり、皇居東御苑内の旧江戸城本丸の天守台の東側・桃華楽堂の北側、国立公文書館とは内堀通と平川濠を挟んだ向かい側に位置しています。

おって、当館御利用の際は、北桔橋門での入門手続をお願いしております。また、閲覧室はしばしば満席になっており、事前に電話にて空席状況をお尋ねいただければ幸いです。

## 2.3 書庫の概要

書庫は書陵部庁舎に附属した西書庫一階と南書庫を主に使用していますが、一部ほかの書庫等で保管しているものもあります。

西書庫は、庁舎に接続しており、温湿度の調整については、自然換気により、調整を行っています。南書庫は、庁舎の中庭にあり、こちらには温湿度を一定に保つよう空気調整器等を導入しています。

## 2.4 組織の概要

当館は、前述の通り、宮内庁書陵部図書課に置かれています。図書課長の下、館長及び公文書第一係、同第二係、同調査室の2係1室が置かれています。

館長は館務をつかさどります。第一係は、特定歴史公文書等の審査、異議申し立てに関する事項及び館の庶務をつかさどっています。第二係は、利用請求に対する対応や移管、書庫の整備や簿冊の修補等、館の通常運営に関する事務をつかさどっています。調査室は保存に関する調査等をつ

かさどっています。

職員は、館長以下行政職・研究職・技官を合わせて9名。そのほか若干名にお手伝いをしてもらっていますが、宮内庁全体の定員が毎年純減している中で、苦しいやりくりを行っております。

## 2.5 展示会等の取り組み

開館以降、主な展示会等として、平成24年に三の丸尚蔵館で同館及び図書寮文庫との共催で「鎌倉期の宸筆と名筆—皇室の文庫から」を、平成25年には国立公文書館で同館及び外務省外交史料館との三館連携で「近代国家日本の登場—公文書に見る明治—」を、ついで昭和天皇記念館で同館との共催で「摂政宮と関東大震災—宮内庁の記録から—」を行い、何れも好評を頂きました。平成25年の両展示会には重ねて天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぐ栄にも恵まれました。なお、現在当館独自の展示施設はありません。

「摂政宮と関東大震災—宮内庁の記録から—」につきましては、展示図録を宮内庁ホームページに掲載しておりますので、是非御一覽下さい。また、「近代国家日本の登場—公文書に見る明治—」に出展した当館の資料等の内容につきましては、国立公文書館のサイトに掲載されておりますので、こちらも是非御覧いただければ幸いです。

なお、平成26年度以降の展示会等については、宮内庁ホームページ等で随時発表いたします。

## 2.6 利用者の概況

当館の利用者は設立以降年々増加しており、それに伴って利用請求や簡易利用の件数も急激に増加しています。

公文書管理制度が始まった平成23年度の利用請求は2,464件でしたが、24年度には3,421件、25年度は12月末日までで既に3,896件、簡易利用は同様にそれぞれ678件、1,846件、5,457件となっています。

閲覧者数は、それぞれ366人、575人、769人となっており、まだまだ国立公文書館や外交史料館の利用者数とは比較になりませんが、それでも年毎に

著しい増加傾向にあるのは利用請求件数等と同様です。

### 3. 宮内公文書館の特色

他の国立公文書館等とは異なる当館の特色として、まず所蔵資料に占める皇室関係の文書量が圧倒的な比率であることがあげられます。これは当館への移管元が原則として宮内庁のみであることが理由です。

所蔵資料の利用方法にも特色があり、他の国立公文書館等に比べ移管元利用が圧倒的に多い事が挙げられます。移管元利用の件数を他の国立公文書館等と比べてみますと、平成23年度の実績で国立公文書館での移管元利用が229件なのに対して、当館では1,872件と8倍以上となっており、当時の10館全部を合わせた3,250件の実に6割弱を占めています。その後も24年度は2,363件、25年度は12月末日現在で1,590件と高い水準で推移しています。

このように移管元である宮内庁の利用が多い理由としては、宮内庁の業務において、特定歴史公文書等の何十年も前の先例に関する記事を参照したり調査したりする機会が多いことによります。

具体的にどのような業務で特定歴史公文書等を使用しているのでしょうか。

まず挙げられるのは、書陵部編修課における「昭和天皇実録」等の編修です。

「昭和天皇実録」は昭和天皇の御一代記で、今年完成する予定となっています。昭和天皇は明治34年（1901）に御降誕になり、昭和64年（1989）に崩御されました。「昭和天皇実録」を作成するにあたっては、この期間の前後、明治から平成にまで渡る公文書を含む膨大な資料が参照されています。このため、通常ほとんど利用されないような、今から1世紀以上も前に作成又は取得された公文書を含む資料が、日々職務で利用されています。

また、編修課では、同様に皇室に関する諸般の制度の歴史的沿革を明らかにすることを目的として基本的史料を編目別にまとめた「皇室制度史料」を順次編修していますが、言及される制度等の明

治以降の状況について、当館所蔵の公文書が引用されることがあります。

更に、皇室に代々受け継がれた絵画・書・工芸品などの美術品類等を収蔵している三の丸尚蔵館（宮内庁の組織としては長官官房用度課に所属しています。）の収蔵品の調査や展示準備等に当たっても当館所蔵の公文書が利用されています。

これらの編修や調査に加え、当庁の日々の事務的な業務においても数十年前、場合によっては更に前の例を調査し検討を行うことも珍しくはありません。

毎日簿冊を引っ張り出して、日々目を皿のようにして読み込むというほどではないにしても、例えば天皇皇后両陛下の外国御訪問や大きな行事の場合はもちろん、拝謁、行幸啓、その他の皇室の行事といった頻繁に行われている行事、さらには一般国民向けの企画の検討の際にも、平成に入ってからのものでなく昭和時代やそれより前の例の調査が行われることもあります。

もちろん、こうして調べた先例は必ず墨守されるということではなく、現在では物理的・法的な制約等様々な理由から実施し得なかつたり、諸状況に合わせて一部を変更する必要がある場合には、その検討に資するため使われるのであり、一見古い公文書の利用頻度が高いままの状態がずっと続いているといえます。

このように、様々な理由から宮内庁では作成又は取得された書類の利用頻度が高い期間が他官庁に比べ大変長い間、利用頻度が低くなってからでない公文書館への移管を行わないとなると、作成又は取得から100年以上経った書類であっても、ほとんど移管されないということになりかねません。

しかし、宮内省ないし宮内庁には、古くから作成又は取得から一定年限を過ぎた公文書は、作成部局を離れて図書寮ないし書陵部に送るという習慣があり、法律や制度にかかわらず所謂中間書庫的な役割を書陵部が果たし、頻繁な職務への利用という要請にこたえてきました。そして、これが、これらの公文書が比較的的良好な保存状態を保つ

ことにつながりました。このため、公文書管理法施行にあたって、これらの公文書を特定歴史公文書等として比較的スムーズに移行することができ、古くてもなお職務上の利用頻度が高いという特殊な性格のある宮内省ないし宮内庁の特定歴史公文書等が、宮内庁の業務に利用されるとともに、広く国民等の利用の要請にも応じることにつながっていきました。

他館とは異なり、移管元の利用が大変に多いという資料の利用面での特色は、以上のような背景によるものです。

#### 4. おわりに

---

宮内庁は、皇室をお世話申し上げる官庁として皇室の御活動の裏方に徹してきたこともあり、積極的に宮内庁自体の職務について一般に説明する機会を余り持ちませんでした。

しかし、社会情勢の変化もあり、宮内庁の業務について誤解に基づく根拠不明な情報もしばしば見受けられるようになり、また、情報公開法や公文書管理法の施行に伴い、情報の取り扱いについても新たな意識をもって取組むべき時代になりました。

公文書管理法は、公文書等を通して国民主権の理念にのっとり国の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務を全うすることを要請しており、宮内庁の業務についても、宮内庁が国の機関である以上、この責務を免れることはできません。当館が所蔵している明治以後の宮内省ないし宮内庁の公文書を通し、宮内省ないし宮内庁の行ってきた諸活動を説明する責務を果たし、それがひいては皇室の御活動に関する国民の理解の深まりにつながれば望外の幸せです。

開館から3年に迫ろうかとしているにもかかわらず、研究者や記者等、当館利用の需要が高そうな方々からも当館の存在を知らなかったという声も聞かれ、PR不足を痛感します。一般の潜在的利用者間での知名度はまだまだと言ったところですが、利用者にとって利用しやすい公文書館を目指すとともに、国民共有の知的資源である公文書を未来に向けて永久に残していくため、その保管についてもより一層力を入れていく所存です。

なお、当館の業務等については、石原秀樹「宮内公文書館について」（『書陵部紀要』63号、2012）に詳しく述べられておりますので、御参照ください。

---

**データシート****機 関 名**：宮内公文書館**所 在 地**：東京都千代田区千代田1番1号**電話／FAX**：03-3213-1111（宮内庁代表番号）**Eメール**：kunai\_kobunshokan@kunaicho.go.jp**ホームページ**：<http://www.kunaicho.go.jp/>（宮内庁ホームページ）**交 通**：東京メトロ東西線竹橋駅下車1a出口徒歩7分北桔橋門内**開館年月日**：平成22年4月1日**設置根拠**：宮内公文書館設置規程（平成22年宮内庁訓令第1号）**組 織**：館長・公文書第一係・同第二係・同調査室**人 員**：9名**建 物**：館独自の建物はなし**所蔵資料**：明治以降の宮内省・宮内府・宮内庁が作成又は取得し、当館に移管された特定歴史公文書等  
85,899点（平成25年12月31日現在）**開 館 日**：下記休館日以外の日（原則行政機関の開庁日）**休 館 日**：日曜日、土曜日及び祝日法による休日

年末年始（12月28日から1月4日まで）

その他法令により休日に定められた日

行事等により利用業務に支障のある日（原則として2週間前までに公表します。）

**主要業務**：公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第3項第2号の政令で定める施設として、同法第15条から第27条までの規定による特定歴史公文書等の管理を行うこと及び特定歴史公文書等に関連する調査及び研究を行うこと